

## 新たに創設された居住サポート住宅制度の普及に向けて 横浜市賃貸住宅供給促進計画改定素案について皆様の意見を募集します

住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、総合的かつ計画的に施策を展開するため、横浜市賃貸住宅供給促進計画（以下、「計画」という。）を策定しています。本計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加、セーフティネット住宅<sup>※2</sup>の登録基準及び居住サポート住宅<sup>※3</sup>の認定基準の強化・緩和を実施することができます。

このたび、令和6年6月の法改正（令和7年10月施行）を踏まえ、新たに創設された居住サポート住宅の供給促進を図るために認定基準に関する事項の追加等を行い、本計画を改定するため、意見募集を実施します。

※1 住宅確保要配慮者：法令に規定される低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者等

※2 セーフティネット住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅

### 募集期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月10日（月）まで

### 改定のポイント

#### 1 住宅確保要配慮者を一部追加

「刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等」「困難な問題を抱える女性」を追加します。

#### 2 セーフティネット住宅の登録基準を一部変更

ひとり親世帯向け共同居住住宅（シェアハウス）について緩和基準を見直します。

#### 3 居住サポート住宅の認定基準に関する事項を追加

居住サポート住宅の規模・設備の認定基準について、セーフティネット住宅の登録基準と同様に緩和します。また、専用住宅<sup>※</sup>の戸数の基準を強化します。

※ 専用住宅：入居者の資格を3つの居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）すべてを必要とする要配慮者に限る居住サポート住宅

#### 4 福祉サービスの提供体制の確保に関する事項を追加

高齢者、障害者、生活困窮者及び生活保護受給者の福祉サービスの提供状況、今後の需要見込み及び見込み量確保の方策を記載します。

裏面あり



GREEN × EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 今後のスケジュール

・計画素案への意見募集（今回）	令和7年10月10日（金）～令和7年11月10日（月）
・居住支援協議会での計画案の意見聴取	令和7年11月下旬 予定
・策定・公表	令和7年12月上旬 予定

## 資料の配布場所等

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画（素案）本文の閲覧及びチラシの配布を行っています。

なお、素案本文は冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご覧いただくことができます。

### 【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

横浜市賃貸住宅供給促進計画 意見募集

## 応募方法等

### 1 応募方法

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- (1) 郵送 : 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎24階横浜市建築局住宅政策課宛て  
(チラシに添付の「意見提出書」に記載してお送りください。消印有効)
- (2) 電子メール : [kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp)  
(件名に「横浜市賃貸住宅供給促進計画意見募集」と明記ください)
- (3) FAX : 045-641-2756（「住宅政策課宛」と明記ください）
- (4) 持参 : 横浜市建築局住宅政策課（土・日・祝日を除く、8時45分から17時まで）

### 2 注意事項

- 郵送、電子メールまたはFAXでご提出いただく場合は、「氏名」「住所（区名まで）」「年代」「素案へのご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、「横浜市賃貸住宅供給促進計画改定版」の策定の参考にさせていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、市のホームページで公表します（氏名、住所は公表いたしません。）。
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 3 お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 TEL：045-671-4121

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 TEL 045-671-4659



**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



# 横浜市賃貸住宅供給促進計画改定素案について 皆様のご意見を募集します

## 募集期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月10日（月）まで

## 横浜市賃貸住宅供給促進計画とは

住宅確保要配慮者※1に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、総合的かつ計画的に施策を展開するための計画です。本計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加、セーフティネット住宅※2の登録基準及び居住サポート住宅※3の認定基準の強化・緩和を実施することができます。

**このたび、令和6年6月の法改正（令和7年10月施行）を踏まえた見直し等を行い、本計画を改定します。**

※1 住宅確保要配慮者：法令に規定される低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者等

※2 セーフティネット住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅

※3 居住サポート住宅：居住支援法人等と賃貸人が連携し住宅確保要配慮者に対して入居中の居住サポートを行う民間賃貸住宅

## 改定のポイント

### 1 住宅確保要配慮者を一部追加

「刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等」「困難な問題を抱える女性」を追加します。

### 2 セーフティネット住宅の登録基準を一部変更

ひとり親世帯向け共同居住住宅（シェアハウス）について緩和基準を見直します。

		市の現行基準	改定案
ひとり親世帯向け 共同居住住宅 (シェアハウス)	専用居室	ひとり親世帯以外：6 m <sup>2</sup> 以上 ひとり親世帯：6 Dm <sup>2</sup> 以上 D：親1人+子どもの人数※	ひとり親世帯以外：6 m <sup>2</sup> 以上 ひとり親世帯：9 m <sup>2</sup> 以上
	住棟全体の面積	12m <sup>2</sup> × E + 10m <sup>2</sup> 以上 ただし、E ≥ 2.25 E：ひとり親世帯以外の入居可能者数 +ひとり親世帯の入居可能者数	12m <sup>2</sup> × B + 20m <sup>2</sup> × C + 10m <sup>2</sup> 以上 ただし、B ≥ 1かつC ≥ 1 又は、B = 0かつC ≥ 2 B：ひとり親世帯以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯の入居可能世帯数

※子どもの人数：3歳未満は0.25人、3歳以上6歳未満は0.5人、6歳以上10歳未満は0.75人とする。

### 3 居住サポート住宅の認定基準に関する事項を追加

居住サポート住宅の規模・設備の認定基準について、セーフティネット住宅の登録基準と同様に緩和します。また、専用住宅※の戸数の基準について、次の通り強化します。

国の基準	改定案
一戸以上	一戸以上かつ 戸数の合計の5%以上（端数切り上げ） 【例】1つの登録申請において合計30戸を計画の場合、2戸以上（30戸 × 5% = 1.5戸）の専用住宅が必要

※専用住宅：入居者の資格を3つの居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）すべてを必要とする要配慮者に限る居住サポート住宅

### 4 福祉サービスの提供体制の確保に関する事項を追加

高齢者、障害者、生活困窮者及び生活保護受給者の福祉サービスの提供状況、今後の需要見込み及び見込み量確保の方策を記載します。

## 今後のスケジュール

・計画素案への意見募集（今回）	令和7年10月10日（金）～ 令和7年11月10日（月）
・居住支援協議会での計画案の意見聴取	令和7年11月下旬 予定
・策定・公表	令和7年12月上旬 予定

## 資料の配布場所等

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画（素案）本文の閲覧及びチラシの配布を行っています。

なお、素案本文は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご覧いただくことができます。

### 【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

横浜市賃貸住宅供給促進計画 意見募集

## 応募方法等

### 1 応募方法

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- (1) 郵送 : 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎24階 横浜市建築局住宅政策課宛て  
(チラシに添付の「意見提出書」に記載してお送りください。消印有効)
- (2) 電子メール : [kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp)  
(件名に「横浜市賃貸住宅供給促進計画意見募集」と明記ください)
- (3) FAX : 045-641-2756（「住宅政策課宛」と明記ください）
- (4) 持参 : 横浜市建築局住宅政策課（土・日・祝日を除く、8時45分から17時まで）

### 2 注意事項

- 郵送、電子メールまたはFAXでご提出いただく場合は、「氏名」「住所（区名まで）」「年代」「素案へのご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、「横浜市賃貸住宅供給促進計画改定版」の策定の参考にさせていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、市のホームページで公表します（氏名、住所は公表いたしません。）。
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 3 お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 TEL：045-671-4121

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

## 意見提出書

令和 年 月 日

建築局住宅政策課 あて

住 所：横浜市 区（区名まで）

（ふりがな）

氏 名：

電話番号：

メールアドレス：

横浜市賃貸住宅供給促進計画一部改定版の素案に関し、以下のとおり意見を提出します。

（別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付ください。）

意見の内容

注1：法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。

注3：いただいた御意見は、個人情報を除き公表することができますので、あらかじめ御了承願います。

注4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けいたしておりません。また、いただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

注5：御意見の提出に伴い取得した電子メールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理します。